

クサビ足場の建設業法・労働安全衛生法に基づく最新2025年基準

No	◎	チェックポイント	根拠
1		足場の壁つなぎが垂直5.5m以内、水平8m以内に設置されている	[労働安全衛生規則 第567条 第1項（壁つなぎ等の設置）]
2		作業床の幅が40cm以上ある	[労働安全衛生規則 第564条 第1項（作業床の幅員）]
3		作業床に段差や隙間がない	[労働安全衛生規則 第564条 第2項（作業床の安全な構造）]
4		足場に二段手すりが設置されている	[労働安全衛生規則 第565条 第1項（手すり等の設置）]
5		足場に転落防止のメッシュシートや囲いが施されている	[労働安全衛生規則 第570条 第1項（墜落防止措置）]
6		開口部・端部に覆いや手すりがある	[労働安全衛生規則 第570条 第2項（開口部・端部の処置）]
7		高さが5m以上の足場で、つり足場や張出し足場など構造上危険を伴うものに複数労働者を従事させる場合、作業主任者が配置されている	[労働安全衛生規則 第14条 第1項・別表第1第1号（作業主任者の選任）]
8		高さ5m以上または構造が複雑な足場において、組立計画書が作成されている	[労働安全衛生法 第88条 第1項、労働安全衛生規則 第88条 第1項（作業計画の届出）]
9		作業前にKY（危険予知）活動が実施されている	[労働安全衛生法 第21条 第1項（危険防止措置の実施）]
10		使用前の足場点検が毎日行われている	[労働安全衛生規則 第571条 第1項（足場の点検）]
11		足場点検結果が記録として残されている	[労働安全衛生規則 第571条 第2項（点検結果の記録）]
12		解体前にも点検が行われている	[労働安全衛生規則 第571条 第3項（解体時点検）]
13		支柱の沈下や傾きがない	[労働安全衛生規則 第567条 第1項（支柱・壁つなぎの健全性）]
14		足場材の損傷（腐食・変形）がない	[労働安全衛生規則 第564条 第2項（部材の破損確認）]
15		足元が水平で設置されている [労働安全衛生規則 第567条 第1項（足元の設置条件）]	[労働安全衛生規則 第567条 第1項（足元の設置条件）]
16		交差筋交いなどの補強材が適切に取り付けられている	[労働安全衛生規則 第567条 第2項（交差筋交い等補強）]
17		風対策が施されている（シートの結束、補強など）	[労働安全衛生規則 第570条 第3項（風による危険の防止）]
18		墜落制止用器具（旧称：安全帯）の使用方法について、事前に使用者へ適切な指導が行われている	[労働安全衛生規則 第518条（墜落制止用器具の使用）]
19		クサビの固定状態に緩みがない	[労働安全衛生規則 第564条 第1項（クサビの確実な固定）]
20		足場周囲の通行路・避難経路が確保されている	[労働安全衛生法 第21条 第1項（避難経路等の安全確保）]
21		足場の最大積載荷重が明記されている	[労働安全衛生規則 第564条 第3項（積載荷重の明示）]
22		資材の置きすぎで荷重オーバーしていない	[労働安全衛生規則 第564条 第4項（積載荷重の遵守）]
23		作業員に足場使用ルールの教育がなされている	[労働安全衛生法 第59条 第1項、労働安全衛生規則 第35条（教育の実施）]
24		足場の変更・解体時に再点検が行われている	[労働安全衛生規則 第571条 第4項（変更・解体時点検）]
25		主任技術者が配置され、法定業務として施工状況・安全状況の確認を行っている	[建設業法 第19条の4 第1項、労働安全衛生法 第21条 第1項（技術者の配置・安全管理）]